三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係る試験を除く。）

百四～百二十六　（略）	（略）
百二十七　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十八　保安基準第四十条の二第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十九～百四十　（略）	（略）
百四十一　保安基準第四十四条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十二　保安基準第四十四条第一項、第三項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十三　保安基準第四十四条第二項に定める基準のうち、後方等確認装置に係る試験	七十九万六千円
百四十四　保安基準第四十四条第五項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十五　保安基準第四十四条第六項から第八項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十六～百五十二　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第六号	六十万九千円
第十三号	四十二万二千円
第十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額（被牽引自動車に係る試験を除く。）	
一　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験　百七万七二千円	

第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係る試験を除く。）

百二～百二十四　（略）	（略）
百二十五　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十六～百三十七　（略）	（略）
百三十八　保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十九　保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十　保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百四十一　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十二　保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十三～百四十九　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十三号	四十二万二千円
第十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計（被牽引自動車に係る試験を除く。）	
一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円	
二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円	